

議案第 2 4 号

天理市療育教室条例の一部改正について

天理市療育教室条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年 3 月 9 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市療育教室条例の一部を改正する条例

天理市療育教室条例（平成15年 3 月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 第 3 項」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 7 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「児童福祉法第21条の10第 2 項第 1 号に掲げる」を「障害者自立支援法第29条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。